

返戻金制度について

株式会社 エフテック

許可番号 27-ユ-304830

1、応募者が入社後、明らかに応募者の責による解雇または自己都合により退職した場合、支払った紹介手数料の内、下記金額を返還いたします。

- ・ 1ヶ月以内・・・・・・・・・・紹介手数料の80%
- ・ 1ヶ月超え3ヶ月以内・・・・・・紹介手数料の50%
- ・ 3ヶ月超え6ヶ月以内・・・・・・紹介手数料の10%

※但し、紹介先の都合により解雇されまたは退職した場合、ならびに
不可抗力(地震、災害、暴動、事故等により発生したもの)により不就労となった場合、
紹介予定派遣の場合、上記返還については該当いたしません。

2、紹介元は、紹介先より提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により
応募者の退職を確認し、応募者が退職した日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の
場合は、前営業日)までに、前項の定めに従い紹介手数料を返還する。

なお、退職した当該応募者に替わる人材を直ちに紹介できうる状況の場合は、
双方合意のもとに紹介手数料の返還を留保することができる。

3、紹介先が紹介手数料を支払う前に応募者が退職した場合、紹介先は返還に該当する金額
を減額して支払うものとする。

以上